

農地法第3条許可必要書類

	必要通数	チェック欄
3条の規定による許可申請書	1 通	
3条の規定による許可申請書 (別添)	1 通	
登記事項証明書 (土地)	1 通	
付近見取図	1 通	
地籍図 (法務局公図)	1 通	
耕作証明書 (譲受人が枚方市外在住の場合)	1 通	
通作経路図 (譲受人が枚方市外在住の場合)	1 通	
誓約書 (譲受人が枚方市外在住の場合)	1 通	
住民票 (譲受人が枚方市外在住の場合) 耕作証明書に世帯構成員が記載の場合は省略可	1 通	
本人確認書類の写し (申請書住所氏名欄に自署、または押印する場合は不要)	1 通	
その他 ()	1 通	
委任状 (代理人又は申請者の一方が書類を提出する場合)	1 通	

※証明書類は、3ヵ月以内に発行されたものを提出してください。

1. 農地取得後の譲受人(世帯員等含む)の耕作面積が20㎡に達しない場合や、耕作地に遊休農地等がある場合は、原則不許可となります。
2. 賃貸借地の場合は、賃貸借契約の解約(農地法第18条)が必要です。
3. 現地調査の結果、申請地の現況が農地として認められない場合は、農地への復元をしてください。農地として復元できない場合は、申請を取下げ願います。

◎その他の注意事項

- 提出時に必要書類が完備していない場合は、受付できません。
- 土地所有者(譲渡人)が死亡している場合で、相続登記が完了していないときは、相続の内容が確認できる書類や戸籍謄本等の資料を添付してください。
- 申請書の住所と登記事項証明書の住所が異なる場合は、その沿革のわかる書類を添付してください。
- 本人確認書類は、運転免許証、健康保険証等の写し(法人の場合は登記事項証明の写し)
- 締切日については、各月毎に窓口でご確認ください。

物件所在 _____ ほか 筆

現所有者 _____ ほか 名

◎本用紙は申請時に提出してください。

事務局	銀行	賃貸借	猶予	従事者
チェック				